



2022年5月23日

各位

会社名 株式会社フォーバルテレコム
代表者 代表取締役社長 行 辰哉
(コード：9445 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役 山本 忠幸
電話番号 03-3233-1301

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月23日に開催予定の第27回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、今後の事業展開に備えるため、そして「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 今後の事業展開に備えるため、事業目的として、ガス小売事業を追加するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- (3) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- (4) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (5) 上記(2)乃至(4)の新設及び削除する規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行規定	変更案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～23. [記載省略] [新設] <u>24. ～25.</u> [記載省略]	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～23. [現行どおり] <u>24. ガス小売事業</u> <u>25. ～26.</u> [現行どおり]
(略)	(略)
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第15条 株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、会社法施行規則第94条に定めるところに従いインターネットを利用	(削除)

<p>する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	
<p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等) <u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u> <u>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>
<p>(略) 附 則</p>	<p>(略) 附 則</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第3条 定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び定款第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u> <u>② 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u> <u>③ 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定) 2022年6月23日 (木)
定款変更の効力発生日 (予定) 2022年6月23日 (木)

以 上